

静岡市人事委員会
情報セキュリティ基本方針

令和8年4月1日

静岡市人事委員会

改 版 履 歴

版 数	作成日
第 1 版	令和 8 年 4 月 1 日

1 趣旨

この情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、地方自治法第 244 条の 6 の規定に基づき、静岡市人事委員会の委員が職務の遂行に当たり取り扱う情報資産について、情報セキュリティを確保するための基本的な考え方を定めるものとする。

2 定義

この基本方針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 委員会

静岡市人事委員会をいう。

(2) 委員

静岡市人事委員会委員をいう。

(3) 事務局

静岡市人事委員会事務局をいう。

(4) 情報資産

情報(文書、資料その他電子的情報を含む。)及び情報システムをいう。

(5) 情報セキュリティ

情報資産の漏えい、滅失又は毀損を防止し、適切に管理・使用することをいう。

(6) 情報セキュリティインシデント

情報資産に係る情報セキュリティ上の事故又はそのおそれをいう。

3 適用範囲及び対象とする脅威

(1) 適用範囲

この基本方針は、委員が職務の遂行に当たり取り扱う情報資産に適用する。

事務局の職員が取り扱う情報資産については、静岡市職員を対象とする情報セキュリティポリシーその他関係規程の定めるところによる。

(2) 対象とする脅威

委員会は、次に掲げる事象等を情報資産に対する脅威として想定し、情報セキュリティ対策を講じるものとする。

ア 不正アクセス、マルウェア感染、なりすましその他のサイバー攻撃

イ 紛失、置き忘れ、誤送付その他の取扱い上の不備

ウ 災害、障害等による情報資産の滅失又は利用不能

4 委員の責務

委員は、情報資産の取扱いに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 基本方針の遵守

委員は、情報セキュリティの重要性を認識し、この基本方針を遵守するものとする。

(2) 事務局への協力

委員は、事務局が実施する情報セキュリティ対策に協力するものとする。

(3) 報告

委員は、情報資産に係る情報セキュリティインシデントを認知した場合には、速やかに事務局に報告するものとする。

5 情報セキュリティ対策（体制を含む）

委員は、情報資産を安全かつ適切に取り扱うため、次に掲げる対策を講じるものとする。

（1）情報資産管理

情報資産の作成、利用、保管及び廃棄等の取扱いについて、適正な管理を行う。

（2）物理的セキュリティ

取り扱う書類の保管その他の物理的管理について、第三者による閲覧、紛失又は漏えいが生じないように、必要な管理を行う。

（3）技術的セキュリティ

情報資産が第三者による閲覧、漏えい又は不適切な利用が生じないように、事務局とともに、情報の提供方法、通信手段の取扱いその他必要な技術的対策を講じる。

（4）人的セキュリティ

事務局が行う情報セキュリティに関する必要な周知及び研修を受け、情報セキュリティ意識の向上を図る。

（5）情報セキュリティ体制の確立

情報セキュリティの推進及び向上を図るため、情報セキュリティ最高責任者を人事委員会事務局長、情報セキュリティ統括責任者を人事委員会事務局次長とし、必要な組織体制を確立する。

6 情報セキュリティインシデント対応

委員は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、被害の拡大防止及び再発防止を図るため、次に掲げる対応を行うものとする。

（1）報告

委員は、情報セキュリティインシデント又はそのおそれを認知した場合には、速やかに事務局に報告するものとする。

（2）事務局による初動対応及び報告

事務局は、前号の報告を受けた場合には、必要な事実確認及び初動対応を行うとともに、速やかに情報セキュリティ統括責任者に報告するものとする。

（3）統括責任者による対応

情報セキュリティ統括責任者は、事案の内容に応じ、情報セキュリティ最高責任者に報告するとともに、被害の拡大防止及び再発防止のための措置を講じるものとする。

（4）委員への報告・情報共有

事務局は、事案の重要性及び影響の程度に応じて、速やかに委員長を含む全委員への報告又は情報共有を行うものとする。

7 基本方針の見直し及び自己点検

この基本方針は、情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直し及び自己点検を行い、情報セキュリティの向上を図るものとする。

これらの見直し及び自己点検は、情報セキュリティ最高責任者の権限により行うものとし、その内容については、適宜、委員会に報告するものとする。